

政審資料

1961年
8月15日発行
7・8月合併号

No. 41

目 次

▲焦点▼

一、ブロック政策研究集会の報告.....	1
1 近畿ブロック	2 九州ブロック
3 北陸ブロック	4 東海ブロック
5 東北ブロック	
二、水資源開発に対する党の 基本的態度について.....	
三、労働時間短縮についての基本的態度.....	
四、三十六年産生産者米価についての方針.....	
五、地方公営企業の料金値上げ 反対に関する件.....	
六、医療費問題について.....	
七、金融問題について.....	
八、経済白書について.....	
九、都道府県の国費職員の 身分移管問題について.....	
十、に対する党の方針.....	

一、沖縄及び小笠原諸島の施政権 返還に関する決議案.....	28
二、資料▼	
1 梅雨前線集中豪雨災害対策要綱.....	25
2 非鉄金属価格安定臨時措置法案要綱.....	20
3 原子炉の設置及び安全確保に 対する党の方針.....	19
三、調査▼	
1 沖縄及び小笠原諸島の施政権 返還に関する決議案.....	16
2 医療費問題について.....	17
3 金融問題について.....	18
4 経済白書について.....	18
5 都道府県の国費職員の 身分移管問題について.....	19
6 対する党の方針.....	16

発 行 所 日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222番
振替 東京 195668番

**焦
点**

ブロツク政策研究集会
1、近畿ブロツク政策研究集会

日 時 六月十七日、八日

場 所 大阪市

出席者 本部側 北山 愛郎（政審事務局長）

八木 一男（政審副会長）

木村禎八郎（長期政策委員長）

各支部連合会より約百五十名

第一日 午後一時三十分より開催、本部側講師より各説明が行なわれた。

1 党の社会保障政策について（八木議員）

社会保障の現状は極めて程度が低く、あらゆる面の欠陥が露呈されているが、その主な点は

(イ) 救貧政策がおき去りにされている。

(ロ) 医療保障の本旨が没却されている。

(ハ) 所得保障が社会保険的に組立てられ、社会保障の意味が少ない。

(ニ) 各制度間のアンバランスがはなはだしい等保守党政権のこまかし社会保障を暴露しきりかごから墓場までゝの社会党の社会保障政策を説明して、福祉国家建設のため完全雇用と社会保障の完成を力説した。

2 党の長期政治経済計画について（木村議員）

計画案の特徴は、

(イ) 憲法の完全実施を通じて平和的、民主的に社会主義の道を開く道程を示しており、保守党政府の政策に対決する国民の立場か

らの政策転換の具体的、体系的な政策プランである。

(ロ) 従来の党の長期計画は、経済計画は、経済計画を中心であったが、こんどは、党的政治方針をも計画の中にとり入れ、制度的改革と経済計画を結合させている等を説明し、自民、民社案の欠陥と、党の高度成長を可能ならしめる制度の優位性を具体的に力説した。

今年度の運動方針で大きくとりあげられた地方自治体闘争について、特に予算要求運動、地域経済開発との関連について具体的な説明があつた。

運営をめぐる若干の問題点

運営をめぐる反省として、次の点があげられる。

(1) 党の代表的なブロツクとしては出席者が少なかつたこと。農繁期であったこと、党中央委員会の翌日であり、支部連幹部党员の取り組みが困難であったこと等の面はあったが、

事前に充分な準備（研究会の意義の呼びかけ等）して、少なくとも各支部連より十名以上の党员が出席することが望ましい。また党员外の党支持者や労組等にも呼びかけて、積極的に参加をしてもらうべきだと思う。

(2) 討議資料の配布は、当日でなく少なくとも一週間前には出席者の手元にとどくようにして、それぞれ問題点を検討する期間を置くようにする。

(3) 出席者が二百名位までの場合は、分科会を設置するよりも、全体会議で討議、検討する方が効果的である。地域党员の中にはどの分科会にも出席したいという面があつたことは見のがせない。

(4) 討論方法では、基調報告に対する質問が多すぎて、各自の自由討論が不足せる面があつた。むしろ、自由討論に重点を置くべきである。

(5) 助言者として地方の大学教授や有識者を招き討論に加わってもらうことは有効であり、外からの批判としてではなく、積極的に建設的な意見を聞くことが望ましい。

第二日目 午前十時より開催

(一) 社会保障分科会

助言者 黒往章氏（桃山大講師）の意見
社会保障は資本主義の讓歩であり労働者の不満、抵抗をおさえて、資本主義の維持、安定をめざすものである。しかし、労働者階級の力の増大によりかなりのてい度まで前進が可能である。それは国民の利益であると共に労組の力、階級の力を強化することにもなる。社会保障に於ける労組の闘争は重要でその役割は無視できぬ。

しかし、日本の労組（特に大労組）は賃金問題には精力的であるが、社会保障については積極的でない。原因は資本家、政府の社会会保障における分裂政策に乘じられているからだ。例え、健保における政府管掌と組合管掌の運営と実態、厚生年金保険における退職金問題等は特定企業へ物質的に、次に精神的に従属させ、労働者の企業意識を強化している。労組の企業別からの脱皮を促進し、社会保障における格差、断層を縮少し社会保障の確立を唱えるならば次のことにふみ切るべきでないか。

1 健保を整理統合し、その均一化をはかるとともに、労働者内部における再分配のごとき現状を、政府と資本家の負担の割合を大にすることにより、その内容を改善する。

2 退職金は社会保障が劣悪だから必要なので社会保障（特に老令保障、失業保険）が改善されれば退職金の必要は減少する、退職金要求のエネルギーをその方向に向けるべきだ。

3 「高い退職金を要求すれば資本家は負担に困り社会保障に逃げる」という考えは、戦後の歴史がその誤りを実証している。資本家は同じ負担なら労務政策的効果のある退職金を選ぶ。退職金ではその格差が大きい。全労働者を通じた年金、失業保険等の改善運動を推進すべきである。

質疑討論を通じて出された意見、要望として、組合管掌、政府管掌健保、日雇健保、国保等の医療保険制度のアンバランス問題が論じられ、結局、このアンバランスは、各々の給付内容を低下させているとともに、労務政策に利用

されていることが明白にされ、その一元化を目指して党が努力するよう強く要望された。これに連れて、診療報酬、公的病院のあり方等についての質疑も行なわれた。

国民年金については、現時点下の年金闘争について議論がかわされ、無拠出制の拡充、保険料の減免、積立金の住民福祉への還元への闘争目標が明らかにされた。その他保育所問題、零細企業の福祉厚生、ILLO問題等熱心に討議され、大きな成果をあげることが出来た。

(二) 地方自治分科会

北山講師説明要旨

1、なぜ地方自治をとりあげるか

- ① 平和独立と制度的民主主義を守る活動目標
- ② 破壊攻勢への受身のたたかいから、積極的攻勢への転換
- ③ 平和的民主主義的に政権をとるためにには労働者だけでなく各階層の生活、経済の問題をとりあげたたかい
- ④ 意識構造の改革

2、国家独占資本主義と地方自治

- ① 自治体の産業化—大企業にサービスする成長予算（政府施策の下うけ化）—産業振興が関心の中心
- ② 自治体の企業化—格差の増大—地域的経済力不均衡—地域開発への矛盾
- ③ 独占の規制は国の制度として考え、企業の自治体支配から住民の利益を守る。
- ④ 公共料金値上げ問題—値上りムードの波及—反対、阻止する

3、自治体のたたかいをどう組むか

- ① 将来の目標（理想とする姿—ビジョン）を明らかにしていく
- (1) 産業の地方配置の計画化適正化（国の規模での工場配置）
- (2) 国土総合開発、地域開発の整理、体系化（大都市の過度集中、制度としての自治体改革）
- ② 住民の生活に直結した問題—制度改革との有機的連関として具体的にとりあげる—大衆の利益と独占の対決（国民年金、寄付金、街燈等）
- ③ 予算要求闘争へのとり組み

地元側 多賀谷、滝井、田原、緒方、

檜崎、吉田、小柳各議員ほか

オブザーバー 高橋正雄九大教授

第一日 午前十一時より

産炭地振興法案についての説明会

説明者 多賀谷真穂議員

産炭地振興法案の国会における審議状況、とくに、社会党が中心となつてすすめた修正案について詳細な説明を行い、つぎのような質疑、要望があつた。

1 産炭地振興法が、積極的に工場設置、産業開発を保証するかどうか。将来の問題といふことではなく、今日の問題として、社会党が

提唱している「産炭地振興公團」の設立を、強く要望する——山田市長はじめ関係自治体首長——

2 産炭地振興法と失業者との関係が明確ではない。この種の法律は産業政策の立場からではなく、社会政策の立場から立法化すべきである。

3 調査費は三十六年度、わずかに三千万円であるが、少くとも一億円程度は計上されるよう努力されたい。期間も五年の短期立法ではおざなり過ぎる。長期立法にされたい。

午後 一時

政府の所得倍増計画批判および社会党の長期政治経済計画と地域経済開発について、中田議員から説明、

政府の所得倍増計画では、今後十年間に太平洋ベルト地帯に総計十八億円の四割が投ぜられるが、このことによつて地域的な格差は、さらには拡大することになる。このため「地方開発基幹都市建設法」「広域都市建設法」「低開発地域工業開発促進法」といった構想が、ばらばらに考えられているが、その裏付け予算は、極めてわずかでしかない。したがつて、党は長期政治経済計画を対置させ、その中に党の地域経済開発の構想を明らかにしていると約二時間にわたりて詳細な説明を行つた。

主な質疑はつぎの通り、

- 1 党の地域経済開発の考え方は、社会主義政党としての氣組みがみられない。独占資本が

支配している権力構造の中で、自治体をどう位置づけ、どのような行動を組むのか、政策と行動を組むのか、政策と行動の結びつきが明確でない。

2 地域経済開発や工場地帯造成に巨額の投資をやるよりも失業者の吸収策を考えるべきである。とくに地域経済開発は、結果として自民党的な政策を助けることになる。

3 政策変更の闘いを組み、その政策が変われば雇用問題が解決するといわれているが、むしろ生産性の向上で、雇用は減少するのではないか。さらに炭鉱地帯は立地条件が悪いから、無理な工場設置よりも就職あつせんが先決ではないだろうか。

討論の集約

以上のようすに資本主義社会においては、工場誘致が、直接地域住民の利益にならないばかりか、かえつて資本の利潤を高めることに協力するのではないかという疑問点に集中しているが、この点については、高度成長達成のために、地域差をますます拡大する方向にあるのだから、地域住民と密着したかたちで低開発地域の開発を願いとつていくべきだ。しかし、この場合も、地域住民に不利益をもたらすことが明らかであれば反対するのが当然である。

また組織論の問題については、中央で政策を立案する場合、地域から問題を積みあげていくことが大切である。地域活動が不活発であれば、こうした問題を中央にすいあげることはできぬいし、それこそ、資本を制するだけに終りだらう。政策が地域で積みあげられたものであれば、必ず、地域に行動化されるはずである。

第一日、午前十時より、

地方自治体綱領の作成と、革新首長下の闘い方（政審資料N-040号参照）について説明、つぎのような討論が行われた。

意見||「革新首長に可能な限度をこえた要求を提出すると、革新首長の土台は崩壊する」ということで、加減闘争をしろといわんばかりの方針であるが、このような考え方は、党の力を伸ばすことにはならない。要求を抑えることには反対である。

北山||自分たちの利益をみたすためだけの首長なら、保守と考え方は同じである。革新首長は

社会主義を実現するため、その影響力を高めることだ。革新首長を守るのだという考え方につづべきである。

3、北陸ブロツク政策研究集会

はなく、兼業農家についても重要な問題として考へてゐる。兼業農家の兼業部分の共同化を進めるべきであり、福岡県においても大きくとりあげるべきである。

農業の共同経営の指導をいつているが、これは、上層農家だけである。福岡県でも七割は兼業農家だから、労働者の組織化の観点から扱うべきではないか。

福岡県の性格、および当日出席者の顔ぶれから、問題が、組織論あるいは労働組合の立場から討論が闘わされ、具体的な、地域住民対策、きめのこまかい自治体対策、年金問題や中小企業問題、農業問題等に議論の発展が少かつた。したがって、政策研究集会としては、いさか問題がかたより過ぎたきらいがあつた。

また、鹿児島県連からは、鹿児島新港拡張に便乗して、民営の新港埋立会社を設立して不当利益をあげようとする動きに対する反対闘争の経過、宮崎県連からは十億円の巨費を投じて工場地帯造成が進められている現況が説明されたが、熊本、大分、佐賀、長崎等の代表の出席がなかつたことは、大変物足りないものがあつた。

日時 六月二十四日、二十五日

出席者 本部 足鹿賞農村対策特別委員長 小林進
社会保障政策委員会事務局長 山本伊三郎
自治体対策特別委員会事務局長 地元 佐野憲治代議士、富山県連、石川県連、福井県連、新潟県連、
代表約百三十名

一、記者會見（午前九時三十分）

当面する国内外の問題とくに池田首相の渡米による今後の政局の推移などと共に、今回の政策研究集会の意義について質疑があつた

が、なんばんずく地域的な問題に関心が高く、

政府与党の基幹都市構想、広域都市構想によ

る地域開発の実体（選挙スローガンであること）、社会党の地域経済開発に対する構想、

また雪害対策などに論議が集中すること約一時間半。最後に農業基本法の扱い方と今後の闘いの方向を示して記者会見を終えた。

らかにすることとなつた。

討論の集約

二、地域開発および農業基本法について（午後 一時三十分）

- (八) 省
低開発地域工業開発促進法案——通産省
(九) 建設促進法案（百万都市構想）——建設
省
都市構想）——自治省
(十) 地方開発基幹都市建設促進法案（五十萬

- (二) 地方広域都市工業開発促進法案要綱
自民党
低開発地域工業開発促進法案要綱――経

これらの構想は単なる選挙目あてのスローが

ンであることは瞭然としており、絵に書いた餅々に過ぎないことも過去の事例から明らかである。しかしながら、これらの構想を売名的にのみ利用させず、この言質をつかまえて実現の方向づけをさせる闘いが必要であろう。また北陸地方開発促進法についても、地域における開発要求を集約して自治体や開発審議会に突きつけ、要求を基本計画に反映させる闘いを組む必要がある。

次に政府与党の農業基本法の立法精神と社会党のそれとは、出発点において基本的に対立するものである。政府与党案では農業の生産性を高めるとはしているが、それに伴った所得の向上については何ら触れていない。また農用地の造成についても社会党案が農林省の調査にもとづいて三百万ヘクタールの新造成を謳っているにも拘わらず、政府与党案は今後十年間に第一種、第二種兼業農家の離農促進によって二町五反所有農家を百万戸にするというのである。まさに貧農切り捨ての農業政策というものである。共同化については政府与党は協業化を呼号するのみで何ら具体性がない。社会党の主張する生産組合法人による共同化が農業の近代化を促進し、所得格差を是正する唯一の途である。

以上の如き主旨の説明があり質疑に入った。

意見 正力松太郎氏の百万都市構想、高岡市長の三十万都市構想が市民にアッピールしているが、市町村合併の助成の実績があがらない。中央では町村合併問題について議会内での闘いをどのように考へているか。

足鹿 国と地方公共団体との業務の隔りが判然としないのも一つの原因だろうから、国の委任事務を止めさせるべきだ。正力構想は漠然としていて実体がつかめない。

意見 党の共同化ということを具体的に示せ。また共同化は一般農民に私有の否定といふようなイメージを与えていたがその点はどうなのか。

足鹿 共同化は組合の共同保有であるが、自民点が懸念に宣伝しているような私有を否定するというようなことは一言も云つてない。また共同化を強制するような意味は全然ない。

共同化による經營規模は以下の通り。水田三十町歩、家畜五十～八十頭、豚一百～三百

頭、鶏三千～一万羽、畑一五町歩～二十町歩。また各県ごとに国営機械ステーション、市町村には県営の農業サービス、ステーションを設置し、ヘリコプター、ブルドーザー等の大型農業機械の利用を促進する。

意見 政府与党の農地の信託と社会党の生産組合法の差異を示めせ。その際小作料、賃貸料はどうなるか。

足鹿 政府の方法は離農対策の一環であるが、農業協同組合に農地を信託することになる。その場合農地法の規制はうけない。また小作料は法定である。社会党の場合共同化の出資として所有権の出資まで認め、収益の配分については組合の定款によつて適宜定められるようになっている。

この他の意見として次のようなものがあつた。

- 1 町内会、部落会の民主化と新しい住民組織の問題、(関連して婦人会の国民年金徵収事務代行の問題)
- 2 農地被買収者同盟の経緯と農業基本法との関連性
- 3 農業共済組合の解散の動きと今後の対策

三、社会保障の拡充について

講師、小林進代議士

総論として社会保障の概念についての説明があり、次に日本における社会保障の現状分析、第三八国会における社会における社会保障関係法案の闘いが、(イ)予算闘争(ア)立法闘争、修正闘争、(ハ)生活と権利を守る闘いであつたことを強調し、厚生白書の云う政府与党の社会保障政策と社会党のそれとを対比し、厚生白書の偽偽性を痛烈に批判した。

各論では国民健康保険の管理状況の分散的傾向、貧富市町村間の格差等を指摘し、現行の制度では完全な最善の治療は望むのは無理であり、当面治療制度の改革と給付率の高率化の要求を達成させるという闘いの方向を明示した。国民年金についてはこれまでの運動が客観的条件によって戦線の不統一を招いたことを反省し、今後減免闘争に統一するとし、最後に農業基本法と国民年金の関連性に及び、現行の国民年金制度が政府与党の農業基本法の精神すら失っている点を実証的に説示し、質疑に入り次のような問題点が出され

た。

- 1 国民健康保険は独立採算制がとられているが、国庫の助成を増額させればそれが保険税としてはね返つてくる心配はないか。
 - 2 国民年金、厚生年金が独占企業の設備投資等に利用されているが、これを地域開発のような格差の是正に利用すべきだ。
 - 3 健保行政が政府管掌と組合管掌とで異なるが、組合管掌そのものが労組活動の隘路となつてゐる。
 - 4 一方で国公立、私立病院が競合し他方には無医村という問題、即ち医療の格差があるが打開の道はないものか。（直営診療所、保健婦などの助成策を確立せよ）
 - 5 ILOで住宅勧告がなされる可能性があるが、社会保障の一環としての住宅政策をもつべきではないか。
 - 6 医師の不正要求は医療審査制度に欠陥があるのでないか。また審査機関にもっと強い権限を与えるのはどうなのか。（関連して医師に対する支払いが遅れる——事務手続で遅れるのではない——場合、概算払いなど補償する途はないものか）
- 主要意見は右のようなものであつたが、その他多くの質疑が集中し、夕食後は懇談という形で深更まで真剣な話し合いがあつて第一日目の日程を終えた。

第二日

一、地方自治擁護と予算闘争について（午前八時）

講師、山本伊三郎代議士

自治の形態から始まり(1)中央支配の自治、(2)地方支配の自治、(3)住民自治の形態についての講議があり、続いて(1)地域活動と住民組織、(2)地方議員の任務、(3)社会党首長下における党的方針等についての問題点が出された。また自治研活動を通じても地方自治を擁護すべきだと強調した。

1 都市近郊のような兼業農家の多くある場

合、農業基本法の施行とどのように取り組むのがよいのか

2 議員と当局との折衝は、初心者には困難な

点がありそれが議員歴の長い議員を独善化させた。

せてしまうことについて具体的な方針はないものか。

3 農業所得と農業関係予算は相対的に考えられる傾向があるが、地方財政のたてまえからどのように理解するのが正しいのか。

4 企業等の工場誘致については地方財政の観点からは一概に否定できないが、どのように対処するのがよいか。

5 地方税法の改正にあたつてオプションⅡに統一しようとする方針がとられているが、党はどのような方針をもつているのか。

6 国税の徴収と地方税のそれとは方法が異なるが、勢い地方税の減免闘争にならざるを得ない。その結果地方財政が窮地に追いこまれることの悪循環を打開する途はないか。

二、北陸地方開発について

説明者、富山県連

北陸地域開発促進法の基本計画についての概略的な説明があり、これに対する質疑は後者の意見交換の場で行うこととして、説明者がらの問題提起のみで終えた。

三、各自治体の経験発表

発表者、富山県連高岡支部

高岡市の現状分析については臨海工業都市としての性格上、重点的施策の方向としては不充分ながらも財政支出は教育、民生安定に力点がおかれているが、より充実した施策を実現させるため次のようないの方向づけを決定している。

- (イ) 町村合併による基幹都市構想の計画の実現化
 - (ア) 北陸線全線電化の促進
 - (イ) 地方税のオプションについての検討と減税闘争
 - (二) 県負担金の軽減闘争
 - (ホ) 街灯整備の法制化（街灯料金の割引き電柱の占用料金の引上げによる街整備費の捻出）
- この他石川県連代表からも自治体経験の発表が行なわれた。

三、集約のための討論

- 1 地方税が地域的に格差があるということは根本的な問題ではない。しかしながら財源がない以上市民税の増額は已むを得ない

だろうが、労働者所得に対する課税負担の増加傾向についてそれを抑制し、税負担の公平化、均一化の方向で軽減闘争を組むべきではないだろうか。

2 保育所の保母の身分保障については公立、私立によって相違がある。現に私立保育所を公立に移管し公的退職互助制度を設けて市町村が助成している。同一行政地域内では同等待遇をうけるような闘いを巾広く組む必要があるのでないか。

3 寄附条令の制定については慎重を期すべきだが、寄附条令の改正は法改正なくして可能なものか。

4 町政に対する基本方針を町政綱領に集約し現状においても闘いとれるものとそうでないものとに分類している。その場合教育費の全額国庫負担とすることは、どの程度に実現可能なものか。

5 地域開発には独占を介在させず開発にあたっては国が直接的、一元的に実施するのが肝要と思われるが中央ではどのように意向をもっているか。

6 県による公社の設立はそれ自体問題は少ないが、設立のため住民負担をさせていい。しかし負担金の返還については公社の採算がとれない場合非常な困難が伴うが打開の途はないものか。

7 基地闘争の基本的な闘いとは別に既成基地（小松市）に対して今後の具体的な闘いをどのように組むのがよいか。例えば現実に交付金及びその他の補償を提示された場合の問題へのとりくみについてどのような取り組み方があるか。

8 地方議員の任務の一つとしての政策活動について、「在るべきこと」と「在ること」についての認識が足りない。それに対する中央の一貫性ある見解を示すべきと思うが……。党の「カラ」の中に閉じこもらないで外に出た運動というようなものを示すべきだ。

以上の討論の後、討論を集約して「アップペール」として満場一致で採択した。

△アップペール

このたび、日本社会党本部の主催により、わ

れわれは北陸四県政策研究集会を開催した。この集会に参加したもの三十余名、二日間にわたって「地域総合開発と農業基本法」「社会保障拡充の方途」「地方自治擁護と住民生活の向上」等のテーマについて熱心な研究と討論を行つた。このような集会は、われわれの行った始めの経験であるが、今後の政策と闘争の前進のために貴重な成果をおさめることができた。集会において明らかとなつた結論はつぎのようなものである。

一、政府の所得倍増計画は、階層的には独占資本位に、地域的には太平洋岸ベルト地帯の先進地域本位に開発投資政策の重点が指向され、そのため、独占資本と労働者の階層間の格差、および先進地域と後進地域の地域格差は拡大の一途をたどらうとしている。

二、これにたいし、われわれは住民の要求を背景とする自治体闘争、予算要求闘争をもり上げて自民党政府の独占資本本位の経済成長政策に対決し、その政策を転換させる闘いをすすめなければならない。

社会党を先頭とする革新地方議員、革新自治体首長は、この闘いの先頭に立つて闘うべき任務を負つてゐる。この闘いは、社会党本部の三十六年度運動方針によつて進められてゐる、予算要求国民運動の「かん」として、全国的な闘いに合流することとなる。

三、われわれの闘いの方向として研究を深めるべき政策問題は、主としてつぎのとおりである。

1 北陸地方開発促進法の完全実施のためには、必要な国の補助、融資の大巾な引きあげを行うとともに、とくに、後進地域開発の本旨からいって、国は地域開発のための資金の特別枠を大巾に設定すべきである。

また、今後の展望として、ソ連のシベリヤ開発等に対応する対岸貿易とも関連して、北陸工業地帯の造成政策を強力に推進すべきである。

なお、地方開発に当つては、大企業を中心の方針をあらため、農林漁業、中小企業、地域産業の振興、育成を基本的観点において推進すべきである。

都市の内容としてもいかなる施策を盛り込むかが明らかでない。保守党的選挙目あてのスローガンに終らせる新しい都市建設を行うには工業の適正配置の具体的な措置、中央の開発行政機構の統合整理と住民意志に基く地方自治の拡充等を前提として行うべきである。

3 自民党的農業基本法の成立により貿易の自由化、農産物価格の引き下げ、食管制度の廃止、零細農の切り立て等の具体的農業政策が推進されようとしている、これに対し、社会党農基法の原因に基き、国の責任による農民への長期低利資金、農業設備の拡充を要求し、もって農業の近代化と共同化を推進する事が重要である。又、農産物価格支持制度の拡充、農民の手による農作物の二次加工事業の助成等により農民の所得を高め、都市と農村の生活、文化水準の格差を早急に解消する事が必要である。

4 国民健康保険料の引上げ、国民年金掛金市町村民税の引上げ等、地域住民の租税公課負担はますます拡大され、現在の貧困な地方自治体の財政のワク内ではどうにもならない段階に至っている。よって国保

に対する国庫補助率の引上げ、国民年金保険料の減免拡大、住民税不均衡是正等により、住民負担を大巾に軽減する事が必要であるこの反面、組合管掌、政府管掌の健保、日健保雇、国保等の医療保障制度を大きく一元化する事を目指して、当面は諸制度の医療給付水準を引上る事が必要である。又、国民年金については無拠出年金の拠充、拠出年金制度の改正、積立金の住民福祉への還元融資等を実現しうる事が必要である。

四、われわれの闘いはつねに住民の意志の要求から出発しなければならない。
ゆえにわれわれは自からの関係自治体の住民と結びつき、その要求を集約して、自治体綱領を作成する。

この過程において、保守的影響下にある既成の住民組織の結成を促進するそしてこれによつて自治権の擁護、拡充に努めると共に、大きくは日本の政治における革新勢力の三分の一の壁をつき破る道を切り開くであろう、
一九六一年六月二十五日

日本社会党北陸四県政策研究集会

4、東海ブロック政策研究集会

日 時 七月八日、九日
場 所 名古屋市半僧坊新福寺
出席者 本部 中沢茂一政策審議会副会長
八木一男政策審議会副会長

地 元 伊藤よし子、赤松勇代議士ほか
愛知県連、岐阜県連、静岡県連

代表一六名。

第一日（午後二時三十分）

一、農業基本法について

講師・中沢茂一議士

社会党的農業基本法と政府のそれとの発想上の基本的な差異、即ち政府の農業基本法は農本主義と経済合理主義との混合物であるが、社会党案は農民保護の立場から政府の責

任において農業の社会化、近代化を促進するものであるという相違点を明確にし、また党の農基法を推進するにあたっては、価格決定、市場機構などの流通機構についても根本的な改革、是正策が必要であるとし、現に提出した関連法案の説明の後、質疑に入り次のような問題提起があつた。

1 社会党案にいう三百万町歩造成が完成した場合の農業人口、農家戸数はどのような状況を呈するか。（関連して三百町歩造成は具体的にどのように行われるのか）

2 社会党的農業基本法を実施した場合、土地改造、土地造成、農業機械普及及び農業サービス・ステーション等に要する農業

投資はどれくらいになるか。

- 3 都市近郊における農地の宅地、工場用地への転用は已むを得ない面もあるが、農地造成との関連性および農家取得額の甚しい格差についてどのような対策をもつているか。

- 4 農業政策において専業農家と兼業農家とが混同されているきらいがあるが、農業政策としてどこに重点をおくのが正しいのか。

- 5 協業化と共同化の差異はどうなのか（関連して民社党の農業政策はあるのか）

二、社会保障の拡充について

講師・八木一男代議士

- 社会保障についての講義を総論と各論に分け、第一日目においては社会保障の総論的部門についての概略的な説明と医療保障、生活保障は現在骨格のみは整えているが、医療制度の場合、保険財政上の観点からの治療制度の不合理性、また政府がいうような国家予算との比率の面で社会保障の拡充も論ずべきではないと批判し、続いて社会保障政策の闘いは原則的には政府与党と鋭く対立する性質のものではないという認識にもとづいて闘いの姿勢を組む必要があるとの説明の後、次のような質問が出された。

- 1 地代家賃統制撤廃に対しても民社党はどのような主張をなしているか
2 資本主義国との社会福祉論と社会主義国との社会保障論はどのように相違するのか。
3 農業基本法、社会保障政策などが共産党とどのように異なるか。組織的な競合のためこれらのことの点を明確にする必要がある。

第二日

一、社会保障各論

講師・八木一男代議士

5、第一回東北プロツク政策研究集会

日 時 七月十一日午後一時より

十二日午後三時まで

場 所 仙台市 電々通会館

出席者 本部 北山愛郎（衆院）

第二日目には社会保障の各論として、国民

健康保険、国民年金について、とくに国民年金闘争についての混乱があつたことを反省し、今後減免闘争にしほることを強調した。

- 1 国民年金の徴収については窓口徴収、吏員の徴収、自治会組織による徴収等がなされているが、具体的にはどのような対策をたてるべきか。

- 2 国民健康保険の保険税負担を資産、所得割六〇%、平等割を四〇%にすること、即ち負担の公平化の方向をどのように具体化するのか。

- 3 医療費の値上げによりどの程度の負担増となるか、また値上げに伴い国庫負担の増額はないのか。

二、長期政治経済計画、地方自引拡充について

講師・荒木太一郎政審書記

- 長期政治経済計画の概略的な説明があり、それと地方自治体との関連性、自治体としての問題へのとり組み方、なかなか画期的な予算要求運動の位置づけとそれに対する自治体の任務等についての運動的具体的な指針を示した。

- 1 町議会で国保の給付を七割にするよう提案したが労組出身議員の一般市費の支出増という反対意見が有力となっている、具体的な解決策はないか。

- 2 内陸開発対策が問題となっているが、開発公社方式がとられ特別会計については条例で処理され、議会に対しては報告のみとなつていて、この問題を党の地域開発の観点からどのようにとらえるか。

- 3 道路公社を設立したが古手官吏による運営のため杜撰な点が多い。しかし大企業の恣意にゆだねるよりもよいと思うが、この点どう考えるか。

小林 進（衆院）
鈴木 寿（参院）

政策説明及び討論

一、地方開発と農基法について（北山講師）

農基法は党案を以前から用意して政府案と対決した、ことにより、農民が農業問題について真剣に考えるようになつた。農民に党的な基本的な考え方を侵透させ得たことは大きな収穫である。と前おきし独占資本の要求にしたがつた政府案の反農民的性格と、共同化を中心とした農民のための党案を、具体的に説明し、農基法は通過したが、他の関連法案はすべてこれからであり、次国会からの闘いが重要である。地域における闘いも自民党と対決して、党の農村における侵透力を拡大させてもらいたい。

地域開発については、最近、通産、建設、経企庁からそれぞれ案が発表されたが、共通しているのは、独占資本、企業の利益のためのものであり、各地域末端にまで手のとどいたものでない。党は地域経済開発の具体化を目下検討中であるが、東北は農業県であるので、農基法の具体化と地域開発を結びつけることを重視している。

論議の主なるものは、農基法に関するものとして、今後の闘いの方の問題、政府の零細農切り捨て等と、農業発展の可能性について、価格政策、共同経営、国有林の解放等の問題について、真剣な議論があつた。

地域開発と、地方自治については、地方財政の健全化と寄附金の問題、公営企業に対する問題が、仙台、塩釜地区を中心に論じられると共に、すべての地域に、地域的な産業文化の発展をはかる施策の重要性が論じられた。

二、社会保障について（小林講師）

また、工業の分散、地方基幹都市建設の問題が、仙台、塩釜地区を中心とし、その基幹をなくしていること、その中の生活保護、国民年金、国民健保の問題について、

特に具体的な説明があつた。そして、その問題点をとりあげつつ、党が先の国会で、社会保険を本来の姿にするためにいかなる闘いをしたかを詳細に説明した。

三、地方自治体闘争と予算要求闘争について（鈴木講師）

自治体闘争の重要性と、本年度運動方針に地方自治体改革の問題が大きくとりあげられた意義について説明があり、予算要求運動のすすめ方については、それが自治体闘争と結びつけられること、この運動は、支部、班の活動を活発化し、各級議員の日常活動を組織的に展開し、住民の信頼をうることによつて、住民組織をつくることなど、中央委員会決定の要領にしたがつて説明された。

社会保障、自治体闘争と予算闘争の問題に対する論議の主論議の主なるものとして、国民年金の現時点での闘い方が種々の角度より論じられ、特に仙台市における登録が二割七分という実状から、将来不利益をうける心配はないが、各種年金のあり方等、将来の展望をふくめた熱心な議論がたたかわされた。

予算要求運動の具体的な進め方として、その闘争プログラム、中央段階での問題の収約について、本部側へ質疑がされ、それに関した具体的な議論を開いた。即ち、道路や学校増設に対する地元負担、利益者負担の不合理、P.T.A等の寄附負担の問題、街路灯、小児マヒの問題等、身近な問題が予算要求闘争との関連で論じられ、また、仙台市議より、国の委任事務の経費に対する国の財源措置が強調された。

最後に強大な党を建設するための意見を交換したが、党本部に対して、特に教育活動の充実が要望された。

二、水資源開発に対する党の 基本的態度について（一九六一・五・一二）

水資源開発の緊要性は言うをまたないが、その際党としては次の諸点を十分に検討すべきである。

一、水資源の開発は、水資源の保全、涵養も含めた総合的かつ合理的開発であるべきこと。

一、水資源開発には、治水上の留意と同時に利水、地域的、経済的な格差の是正に留意すること。

一、開発計画及び事業を一本化し、治水、利水の各関係機関及び行政地域上の対立をなくし、管理、運用配分等は関係地域の立場を尊重し総合的に行うこと。

一、事業主体の所在を明確にすること。

一、費用負担についての合理的制度を確立すること。（現行の身替り妥当支出法は、発電事業が有利となり他業種特に農業が不利となるおそれがある。）

一、水資源開発事業による土地収用等についての補償措置を十分に考慮すべきである。

水資源開発促進法案に 対する修正案要綱

第一 水資源の開発のために、後進地域における工業その他の産業の開発の促進を加えること。

第二 内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定及び水資源開発基本計画の決定のために必要な基礎調査について、調査基本計画を定めるものとすること。

第三 関係都道府県知事は、水資源開発水系の指定について、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならぬものとすること。

第四 水資源開発基本計画の決定については、内閣総理大臣は、関係都道府県知事と協議するものとし、当該基本計画には、農業利水及

び後進地域の開発についても十分の考慮が払われていなければならないものとすること。

第五 基本計画には、次の事項についても記載するものとすること。

一 事業を実施するためには、補償及び生活再建又は環境整備のための措置に関する基本的な事項

第六 水資源開発基本計画に基づく事業の実施により損失を受ける者に対する損失補償の基準については、土地収用法その他の法令の規定に基づく損失の補償の基準に関する法律の定めるところによるものとし、当該事業の実施により生活の基礎を失う者に対する生活再建又は環境整備のための措置についても規定すること。

水資源開発公団法案に 対する修正案要綱

第一 総裁は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとすること。

第二 公団の業務の範囲に、水資源の保全及びかん養に関する施設に関する事項を加えること。

第三 事業実施方針、事業実施計画、施設管理方針及び施設管理規程の作成に当たっては、関係都道府県知事の同意を得るものとすること。

第四 公団の会計については、会計検査院が検査するものとすること。

第五 公団は毎事業年度の業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出するものとし、内閣総理大臣はこれに意見を附し国会に報告しなければならないものとすること。

第六 都道府県知事は、公団が行なう河川に関する工事に係る主務大臣の監督について、当該主務大臣に対し、意見を申し出ることがで

きるものとし、当該主務大臣は、その申出を

尊重しなければならないものすること。

三、労働時間短縮についての 基本的態度（一九六一・五・一二）

わが国の労働大衆は長年過重労働時間に悩まされつづけてきた。労働者は残業を強制され、オートメーション化によつて、疲労度は増大し、労働者の正常な再生産すら困難になつてしまつて、農民大衆も、苛酷な農村政策によつて、長時間労働によらないかぎり、その生活を維持しえないので現状である。中小企業者も、大資本の圧力の下に、殆ど無休の作業状態のなかに追いつかれている。

これらすべての事実は、わが国の労働大衆が、独占資本の搾取によつて賃金、所得を抑えられ、生活が困難となり、長時間の作業と労働による以外、生活を維持しえないことを物語るものである。問題はわが国の労働大衆の低所得と低賃金にある。

一方、わが国の生産性の向上はめざましいものがある。ところが独占資本は、この生産性が向上したにも拘らず、賃金を抑え、その利潤の増大に狂奔している。

ここで諸外国の経験を見ると、生産性の向上と共に賃金が上昇し、生活の一応の安定を見ると共に、労働時間を短縮するための闘争を行つてきた。この闘争の結果、すでに週四十時間制をかちとつている国もある。

ILO第一号条約によつて、週四十八時間制の確立の必要が強調されて以来、諸外国には労働時間の短縮が次々に実施されてきている。また今年秋には、週四十時間制がILOによつて勧告される情勢もある。

このように、世界は時間短縮の方向に向つて進んでいる。この情勢の中で、わが国にも労働時間短縮の必要性が認識されてきた。とくに労働組合では労働時間短縮の要求が大衆の中から出されており、全労働者の統一的要求ともなつてきた。その最も具体的な表れが、総評、全労、新産別の中立労連より成る四者共闘会議の

発足と、四者の統一要求、『週休二日、週四十時間制の確立』である。

党はこの四者共闘会議の要求を支援し、右統一要求の早期実現を図ることを決めた。この労働時間短縮を早期に実現するとともに、農民や他の働く大衆の凡てにも、余暇を楽しむ権利を確立することが必要である。このように党は、労働時間の短縮を挺子とした、全国民の生活改善に努力する方針である。

しかしこの時間短縮問題を推し進めるに当つて、同時に解決を要する多くの問題のあることに注意する必要がある。

第一の問題点は、低賃金構造の問題である。全般的な賃金水準の低さが、わが国の労働者の生活水準を極度に押し下げている。従つてわれわれは、この低賃金構造の打破にその主要努力を集中せばならない。

第二の問題点は、労働基準法が四十八時間制を規定しているにもかかわらず、多くの企業において無規され、過重労働時間が強制されていることである。とくに残業がわが国の企業的一般的現象となつていることはきわめて問題である。その理由はもちろん低賃金にある。

この二つの問題からわれわれは次のような結論に到達した。

第一に、従来一般化している過重労働時間も残業も、その根因が低賃金にあるかぎり、賃金をひきあげることが必要である。このためにわれわれは、全国一律の最低賃金制を直ちに実施することを要求する。われわれが目ざす賃金の在るべき姿は、世帯主たる労働者が働けば、その家族が安んじて生計を維持できるものである。

第二に、政府ならびに経営者に労働基準法を遵守させることが必要だということである。これについては、党は国会で違反の事実を明らか

にし、政府に法律の遵守を迫るが、労働者が自分の職場で問題点をとりあげ、組織の力で問題を解決していくことも必要である。

右の二点は、労働時間短縮に当つて、基本的に考慮し、努力すべき方向である。

このことを前提として、われわれは次の点を確認する。

第一に、労働基準法を改正して、週休二日、週四十時間制を確立する。

第二に、労働者の組織化を促進し、労働協約による時短闘争、とくに無組織、弱小企業の労働者を組織化して闘争を進めることに努力する。

第三に、雇用問題と失業者の問題をもこの時短闘争の中で明らかにする。

労働基準法の改正については、党はすでに提案の準備を進めており、できるだけ早急に提案する。

さらにわれわれが考慮せねばならないことは、合理化闘争の熾烈化しつつある現在、時短闘争の中に、失業者をもまきこみ、雇用増大、職よこせ闘争をも発展させることが必要である。

党は労働組合と共に右のような方向に向かつて努力する方針であるが、この基本方針によつてわれわれが意図することは次の諸点にある。

一、勤労大衆が余暇を楽しめる状態にすること
われわれの考えは、労働者の賃金をひきあげ、労働時間を短縮することによって生活を楽しめるようすることである。これに対し自民党の休日増加案は賃金のひきあげには何らの考慮を払わず、結局賃金の減少をひき起こす。また紀元節の復活は政治的逆コースであり、われわれはこれに賛成できないし、また多くの大衆もこれに批判的である。

二、オートメーション化の結果としての疲労度の減少

技術革新、オートメーション化の結果、労

働者は常時精神的、肉体的緊張を強要されていいる。この状態が長く続くなれば、労働力の早期消耗が懸念される。ここに労働時間の短縮によって、労働力の再生産を可能にせねばならない理由がある。

三、生産性の成果に基づく配分の確保

生産性は最近めざましい向上を示している。しかし労働賃金を見ると、生産性の向上の割合に比例しては上昇していない。ここに労働組合が賃金上昇と共に、労働時間を短縮して生産性の成果を確保することが必要になつてくる理由がある。

四、雇用の増大

現在熾烈化している合理化攻勢に対して、労働時間の短縮がきわめて有効な手段であることはいうまでもない。ここにわれわれが、労働時間の短縮を挺子として、雇用者の減少を阻止し、進んで失業者にも就業の機会を与えるべならないとする理由がある。

五、農民、中小企業への影響

農民、中小企業者にも良好な影響のあることはもちろんである。

(1) 農民に対しては、労働者の時間当り賃金の増加が、農産物の生産価格をひきあげ、従つて農家収入を増大させることになる。それはまた、農業生産の近代化を促進し、結局農民全般の生活水準を向上させることになる。

また、労働時間の短縮によって雇用量が増大することは、農村に在留する潜在失業者に新しい就業の機会を与えることになる。

これらのこととは労働時間の短縮によって、農家経済の好転と全般としての農民大衆の生活を明るくすることである。

(2) 中小企業者について言えば、時間短縮休日と賃金の増加によって大衆の購買力が増大すれば、商店、サービス業にきわめて良好な影響を与える。

さらに製造業その他工業関係の中小企業者には、企業の振興措置を強力に講ずると共に中小企業における労働条件の近代化をはかることによってその健全な経営発展が促進される。

われわれはこのように、労働時間の短縮を骨子として、勤労大衆全般の生活の向上をはかろうと努力するものである。

労働基準法改正要綱案

一、週休二日、週四十時間制を原則とする

- 二、時間外及び休日の労働については、労働協約によるものとし、行政官庁への届出を必要とする。
- 三、時間外及び休日の労働については、五割以上の割増金を支払う必要がある。
- 四、労働時間の延長については、一日二時間、一週間五時間、休日労働については三週につき一日を超えてはならない。
- 五、有給休暇については六ヵ月以上一年未満雇用者には十日、一年以上雇用者には二十日とする。
- 六、児童労働については、一日七時間、一週間について三五時間とする。
- 七、女子の時間外の限度は、一日一時間、一週

二、時間外及び休日の労働については、労働協約によるものとし、行政官庁への届出を必要とする。

三、時間外及び休日の労働については、五割以上の割増金を支払う必要がある。

四、労働時間の延長については、一日二時間、一週間五時間、休日労働については三週につき一日を超えてはならない。

五、有給休暇については六ヵ月以上一年未満雇用者には十日、一年以上雇用者には二十日とする。

六、児童労働については、一日七時間、一週間について三五時間とする。

七、女子の時間外の限度は、一日一時間、一週

三時間、一年八〇時間とする。

八、危険業務に従事する労働者については、一日七時間とする。

九、休憩時間は一せいに与えられねばならない。

社会党の最低賃金法案に

ついての修正

最低賃金額を次のように改める。

月	八千円	週二千円
日	四百円	
時間	五十円	

四、三十六年度生産者米価に

ついての方針（一九六一・六・一〇）

一 前 提

今年の米価の要求は從来とちがつた前提に立つて考えなければならない。それは政府と自民党が農業基本法を十分な審議をつくさないまま

にして強行採決し、むりやりに成立させて、農基法にかくされている多くの矛盾を、ごまかし農民に所得の増大と生産の向上の幻想をふりまき、一方現に政府は、公共料金や一般諸物価の値上を実施しているからである。

したがつて政府と自民党が、公約したとおり、所得を倍増させ、農民の生産を向上させる

ためには、三十六年度の生産者米価の決定に際して、生産費および所得補償の立場に立つて労働者の賃金の引き上げとともに、農民の生産者米価を大巾に引き上げることはとうぜんであるといわなければならぬ。

政府自民党の強行した農業基本法には、農作物の「選択的拡大」と「需給均衡価格」とその背後に、貿易の自由化による外国農産物の輸入、食糧管理法の改正という、強大な資本の意志が介在していることは既に、わが党がしばしば指摘したところであるが、政府自民党の方針

が生産農民を利するか、わが党の危惧が眞実であったのかということは、あげて本年度の生産者米価の決定の態度によつて明らかにされると確信する。

二 基本的な立場

わが党は、以上の前提にもとづき、次の立場から三十六年度の生産者米価の決定にあたる。

- 1 食糧管理法を堅持する。
- 2 農業、農民団体の統一された要求と行動を支持する。
- 3 消費者米価を値上げしない。
- 4 各種加算金や奨励金は從来通り要求し、基本米価の引き上げの闘争と並行して処理していく。

農基法がたんに農民だけの問題でなく、労働者の問題であったと同様に米価は、自由化によって利益を得る特定一部の大資本家を除き一般労働大衆には、いわゆる「低賃金低米価」の法がおしつけられることがある。わが党は、この資本の鉄則を打破するために廣汎な諸階層の協力を得て、本年の米価闘争を通して、農業基本法に対する闘いを進める。

三 米価の諸構成の内容について

1 米価の基準は、生産農家の八〇%以上の生産費を補償するものでなければならない。

2 米価に含む自家労賃の評価は都市労働賃金と均衡を得たものであること。

3 時期別格差等各種加算は従来通り要求し、基本米価にスライドすることを要求する。

4 予約売渡しの減税措置は前年どおりとし、基本米価にスライドすることを要求する。

四 要求実現のための行動

さきにわが党は、政府自民党の農基法強行採決の暴挙に際して、全日本農民組合、全国農民連盟、全日本開拓者連盟の農民三団体の主催した「農基法強行採決反対全国農民大会」を支持し協力した。この大会では、食管法を堅持することのほか、農災補償制度の抜本改正、大裸麦

特別措置法反対等の生産農民の日常切実な問題が討議された。

この決議の精神にもとづき、わが党は、目的意識的な資本のスケジュールに対し、さきに農業基本法に対して同一の歩調をとったこの農民三団体の統一した行動を高く評価するとともに、新たな状勢のもとにおける米価を含む農民要求に対する闘いについて、この農民三団体と更に農業諸団体の要求と行動の統一が、それぞれの団体の性格を失うことなく実現できるよう努力する。

なおいままでつみあげられてきた労働者との提携、更に消費者団体との協力についてもいろいろの集会を通じて理解を深めるようにする。

このことが結果的には農基法を強行した政府自民党に深い反省を与えた農民の利益をかちとるものであると考える。

研究

一、地方公営企業の料金値上げ 反対に関する件（一九六一・七・一五）

国民の激しい反対を無視して、公共料金の値上げを強行した政府の物価政策は、その後も各種物価、料金の値上げに波及し、国民生活をいちじるしく圧迫してきている。このような諸物価値上げに対する党の態度は、すでに本年二月二日の中央執行委員会で決定をみている通りである。この方針にもとづいて党は、物価値上反対共闘会議を設置し、国民諸階層の生活と権利を守る諸要求を結合させた広範な国民運動を開いているところである。

しかるに最近、相次いで問題化している地方公営事業の料金値上げの動きをめぐって、党各級機関の間に、若干の混乱をみていることは、きわめて遺憾である。

地方公営事業は、その性格からいっても、赤字の解消策として、直ちに料金値上げに求める

べきではなく、その原因の徹底的窮屈をはかるとともに、地方自治体財政全体の問題として解決していくべきである。

とくに多くの自治体では、政府の高度成長政策に刺激されて、工場誘致や産業関連施設造成に対する過剰サービスがおこなわれている。こうした政策のシワ寄せが、料金値上の要因となつていることも指摘しなければならない。民間私企業への必要以上の負担が、一方で、地方公営企業体の設備投資、経営改善費を不足させ、この結果、地域住民の利益をふみにじっているのである。

したがって党各級機関は、こうした料金値上げには強く反対するとともに、料金値上げに走るまえに、まず、経営改善のための努力をすすめ国及び地方自治体につぎのような措置を講じ

させるよう強力な運動を展開すべきである。

一、地方公営事業の設備拡張、改善のための資金は、国が低利、長期資金として確保する。

一、地方財政のうち一般会計からの出資、補助の条件をさらに緩和する。

二、医療費問題について

七月八日、厚生省は、医療費単価引上げ等に関する中央医療協の答申に基いて、告示を出したが、七月一日、中央医療協をボイコットしている医師会側は、この告示の取消しを要求する声明を発表した。このたびの告示は(1)単価一円二〇銭の引上げ、(2)入院料、看護加算、往診料などの点数改定、を主たる内容とし、現状においては、一応常識的な案である。従って、中央医療協のあり方、その運営について、医師会側に大きな不満のあることは理解できるが、そ

うかといって、自民党三役との話し合いをタテに、この告示の取消しを要求して、保険医総辞退などの行動に出るなどということは、国民に大きな不安をもたらすものであり、慎重な配慮が望ましい。

問題は、第一に、医療行政を正常な軌道にのせるために中央医療協は一体このままよいのか、ということであり、第二に、医療費単価上げが医師たち医療の担当者に正当な報酬を保障するための措置だとしても、これを誰の負担によつておなうか、ということである。

第一については、先の第三十八国会に総理府社会保障制度審議会の答申にもとづく中央医療協改組案がだされ、われわれとしては三者(医療担当者、保険料支払者・公益代表者)構成の民主的原則をさらに徹底させることを主眼とした若干の修正をおこなつて、これを成立させるつもりでいた。

しかるに、自民が民社党と共に提出した政暴法案のために、国会は大きな混乱におちいり、そのおりを受けて改組案は流産してしまった。

わわれわれは医療費の增加分を被保険者、患者の肩に転化することは、勤労者の医療保障の後退であり國はその増加分を國の負担でカバーすべきことを、あらゆる機会をとらえて主張してきた。しかるに、政府の予算措置をみると、当初の約三百億円にたいし、わずか七十億円余の国庫負担を計上しているだけであり、残余の相当額が被保険者、患者の負担——とくに国保、日雇健保等弱小健保の被保険者、患者負担——となることは必ずしもある。この度の値上げでさらにこの負担は増大するであろう。われわれは政府が被保険者・患者の負担を、これ以上増加させないために、国庫負担を大巾に増額することを要求しているが、医師会側も、われわれのこの要求を支持されることを期待する。

政府は、来るべき臨時国会において、以上の措置を取るべきである。

これは自民党及び政府の重大な責任である。医療行政の軸である中央医療協の半身不随状況をそのままにしておいては、今後とも医療費問題が正常に処理される見透しはない。政府、自

三、金融問題について（一九六一・六・二十四）

現在わが国の金融状況は、年初以来窮迫をつづけている。純財政の揚超に加うるに、国際收支の逆調と、および依然として旺盛な設備投資による資金需要とが一体となつて、この深刻な窮迫をもたらしたものである。

とくに五月になつて、二十三日の大蔵省発表に明らかなるよう、国際収支は総合収支戻においてすら約八千万ドルの赤字となつた。このため、日銀帳戻によつてみれば、六月の平均日銀

券発行高は一兆円前後となり、貸出残高も連日七千億円にせまり、一万国債残高は一千億円前後に減少している。今日にあつては、日銀の公定歩合の引上はその時期を失し、予防的効果は期待しえない状況に突入し、この金融窮迫のしわ寄せはあげて中小企業に集中し、中小企業は遠からず運転資金の枯渇にみまわれんとしている。

今日ただちに適切な措置を講じなければ、中小企業は続々と黒字倒産さえひき起すであろう。

四、「経済白書」について（一九六一・七・一四）

一、日本経済の「高度成長」の秘密は、どこにあるのか。「経済白書」は、この疑問を設定し、これに對して、設備投資の増大、外貨蓄積の増加など、いくつかの回答を出しているが、これは、いづれも、表面的な観察に過ぎない。三年にわたる、未曾有の好況を支えたものは、実は、わが国経済の二重構造そのものであり、具体的には、低賃金ということである。この結集として、「高度成長」は、二重構造の解消どころか、あらゆる方面で、格差を拡大しており、従つて、日本経済の持つ矛盾は、基本的には、依然として解消されることがなく残つてゐる。

一、「高度成長」の前に現われた、二つの赤信

もとよりこのような事態をまねいたのは、池田内閣の安易な所謂所得倍増政策の当然の結果であつて、その責任と失政とは徹底的に糾弾されなければならないが、わが党は、当面の緊急措置として、政府が最小限度左記の措置をとるべきことを強く要求する。このために必要な予算上の手続きについては、きたるべき臨時国会において措置すべきものとする。

記

一、国民金融公庫の貸出し原資を百五十億円増額するため、資金運用部借入金を百億円増額し、五十億円を一般会計より出資すること。

一、中小企業金融公庫の貸出し原資を増額するため、資金運用部借入金を五十億円増額すること。

一、商工中金の貸出し原資を百億円増額するため、資金運用部借入金を五十億円増額し、五十億円を一般会計より出資すること。

右申入れる。

号「物価上りと国際収支の悪化特に経常収支の赤字の慢性化」については、「白書」も言及しているが、その触れ方は如何にもお座なりである。例えば、物価上りについて論ずる場合には、独占価格・管理価格の明快詳細な分析は、欠くことのできない要素であるが、「白書」は、それと真正面から取組むことを回避している。これでは、国民が最も切実な関心を抱いている物価問題について、役割を果たしている。

また国際収支の赤字については、外貨の蓄積が増大したために、大して恐るるに足らないといつてはいるが、蓄積外貨の大部分が、何

時国外に流出するかも知れない短期債務である事実に眼をおおつてゐる。特に、最近慢性化した国際収支の逆調の根本原因である、わが国貿易構造の歪み—過度の対米依存、東西貿易の制限、特に日中貿易の問題について、ついて、突込んだ分析を怠つてゐる。

一、「高度成長」の行末については、さすがの「白書」も、最近の経済状勢の動きからして、その不安をかくし切れないでいる。巨大な設備投資が、現実に生産力化した時に、「白書」でも認めていたように、国民総支出の中に占める個人消費支出の割合が、年毎に低下している現状の下では、購売力不足のために、強い反動としての不況が訪れないという保証は、どこにもない。その際、現在の好況の下で覆われていた矛盾が、一ぺんに表面化する。それは、単なる財政、金融の操作で乘切るような生易しいものではない。今まで、手放しの「高度成長」を続ければ、やがて、こういう事態がやって来ることは「神

武景気」の後の反動という、過去の経験から見ても明かである。このような、国民生活に苦痛の多い衝撃を再び起させないようにするには、二重構造のは正を目標とした、社会保障を中心とする、一連の計画的な施策が必要である。政府及び民間を通ずる資金の計画化、社会保障の充実、労働者、農民、中小企業者の所得の引上げ、日中貿易の全面的再開などがこれである。このことは、池田内閣の、「高度成長」政策を転換することが必要であることを意味する。もちろん、「白書」は、この点についても漠然とした、奥歯にモノがはさまった言い方で終つてゐる。

一、「白書」は、現状の分析をしながら、例の「所得倍増計画」との関連について触れるところは、全くといってよい程ない。これは、同「計画」が、単なる紙上の作文であり、現実の経済の動きに対しては全く指導性がなく、实际上その初年度において、すでに破綻したことを認めたものである。

五、都道府県の国費職員の

身分移管問題について（一九六一・五・一〇）

こんにち都道府県に勤務する職員のうち、地方自治法附則第八条の規定（政令で定める事務に従事する都道府県の職員は、第百七十二条〔吏員〕、第百七十三条〔吏員の種類〕及び第一百七十五条〔支庁、地方事務所の長〕）の規定にかかるわらず、当分の間、なお、これを官吏とする。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める）にもとづくものは、国家公務員として、形式上都道府県知事の指揮監督のもとにあるが、実際には地方自治体における治外法権的な分野を形づくつてゐる。

政令で定められた事務の範囲は、職業安定課、失業保険課、職業安定所、国民年金課、社会保険課、社会保険出張所、陸運事務所がおこなう事務であるが、これらは昭和二二年に地方

づけられた暫定的、経過的な規定にすぎない。制定時よりすでに十四年を経過している現在、このような暫定規定にもとづく機構は当然整理されねばならない。

最近、警察庁が発表した資料によれば、社会保険制度の運営にたずさわる職員の詐欺、横領ははなはだ多岐にわたつてゐるが、こうした現状からみても指揮監督権のあいまいな国費職員の身分をいつまでも存続することは望ましいことではない。

われわれは以上の見地から、当面次のような措置をとることが必要であると考える。

一、都道府県に勤務する地方事務官たる国家公務員（職業安定課、失業保険課、社会保険課、国民年金課、社会保険出張所）及び職業安定所の職員で労働事務官たる国家公務員の

身分をあらため、地方公務員とする。陸運事務所に勤務する職員は別途検討する。
二、したがつて都道府県知事は右の業務に従事する職員を指揮監督するとともに、地方自治法第百七十二条の規定にもとづき職員の任免をおこなう。
三、一、と併行して、社会保険出張所及び公共職業安定所を地方公共団体の機関とする。
四、次のように具体的な法改正をおこなう。

資料

一、梅雨前線集中豪雨

災害対策要綱（一九六一・七・二五）

過般の梅雨前線集中豪雨の甚大な被害と災害の特殊性にかんがみ、迅速な応急措置を促進すると共に、速やかに臨時国会を開き、左記要綱の特別立法及びこれに伴う予算補正を行うよう努力するものとする。

一 基本方針

- (1) 今災害については原則として伊勢湾台風等既往の災害対策に準ずる措置を講ずること。
- (2) 災害復興に当つては原形復旧主義を改め旧主義に改めると共に連年災害地域については、一定計画に基き適切なる改良復旧を行うこと。
- (3) 特に個人災害の救済と民生安定に重点をおき、羅災者援護についての万全の制度を確立すること。
- (4) 防災、発電用ダム等の維持、管理、操作について、防災的観点からの制度を確立すること。
- (5) 傾斜地、低湿地等の宅地の造成を規制するため、所要の立法的措置を講ずること。
- (6) 農地、農業用施設、公共土木施設等の復旧工事の進捗率は、三・五・二の比率にとらわれず、台風期に備えて早期完成をはか

二 提出すべき法律

- (1) 地方自治法を一部改正して社会保険出張所、公共職業安定所を都道府県知事が設けなければならない行政機関とする。
- (2) 右にとまつて労働省設置法の一部改正（公共職業安定所の削除等）、職業安定法の一部改正（都道府県知事の権限の拡大等）、地方財政法の一部改正（国が負担する経費等）をおこなう。
- (3) 被害甚大なる地区の他地区移転等について特別措置を講ずること。

(一) 社会労働関係

(1) 罹災者援護法

1 罹災世帯の援護資金として、一世帯当たり十万円を限度として貸付ける。貸付金は無利子、二年間据置、その後十年間で返済するものとしその資金は地方自治体に貸付資金の起債枠を認め、これに対し国は利子補給および損失補償を行うものとする。

2 死亡者、行方不明者に対する弔慰金、見舞金の支給。(一〇三万円)

3 災害による傷病者の療養費全額国庫負担。

(2) 災害救助法の改正

1 災害時に備え地方公共団体は無線通信施設および舟艇、ヘリコプター等を用意しておくこと

2 災害時に備え国および都道府県は、食糧、医薬品、医療資材等を用意しておくこと。

3 災害救助法の国負担の特例として

の府県の収入見込額「千分の二」を「千分の一」とよみかえる。

(3) 罹災者生活保障特例法

1 罹災によって生計困難となつた被災者に一年間生活保護法と同じ保護をする。

2 国は、都道府県又は市町村の支弁した費用の百分の九十五を負担するものとする。

(4) 災害地域の国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法

5 災害地域の公衆衛生の保持に関する特別措置法

災害地域の伝染病予防、簡易水道の復旧、布設、し尿処理、塵芥焼却、火葬場等に関する国の補助

6 災害地域にある事務所に雇用される労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律。災害のため止むを得ず事業所が停止されたため休業し、(動力源が災害を受けたた休業したものを含める)、または交通がと絶し出勤ができない者に対し、これを失業とみなして

(7) 失業保険法を適用する。

災害地域における失業対策事業に関する特別措置法

1 緊急失対事業に要する経費について、国の負担割合の特例を設け、労務費、事務費は五分の四とし、資材費は二分の一とする。

2 罹災労働者に優先就労をみとめる。

(2) 農林関係

(1) 農林水産等施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正

1 災害復旧事業における原形復旧主義を改良復旧主義に改める。

2 一つの施設について災害にかかった個所が五〇米以内の間隔で連続しているものにかかる工事は、一ヶ所の工事をとみなすこととなつてはいるが、これを一〇〇米以内に改める。

3 農地、農林水産業施設にかかるたい積土砂等の排除事業を適用対象事業とする。

4 かんがい用水確保のため、被害農業者が共同して設置した施設のうち、河川の仮〆切り、水路及び井戸の堀さく並に揚水機の賃借等に要した経費は、応急復旧事業費として「暫定措置法」の適用を受けるものとする。

5 農業協同組合等の所有する共同利用施設の災害復旧事業に対する現行補助率を二〇%から五〇%に引上げる。

6 開拓地における農舎、畜舎、共同利用施設等を農業用施設として取扱う。7 水産動植物の養殖施設(養殖場も含む)を対象施設とする。

(2) 天災融資法の一部改正

1 融資限度額一戸当り十五万円(北海道二十万円)を三十万円(北海道四十万円)に引上げる。

2 経営資金の中に、家畜購入及び農業用個人施設構築資金を加える。

3 償還期限七年以内を十二年以内(すえおき二年)にのばす。

4 利子補給および損失補償は、国および地方公共団体の負担となつてはいるの

を全額国が負担とする。

5 生活資金も融資できるようにする。

6 金利の引下げをはかる。

(3) 農林漁業金融公庫法の改正

1 災害融資の貸付金利（七分）を引下げる。

2 果樹の植栽、保育、付帯施設等に必要な長期低利資金（据置期間七年以上）を貸付けけることができるようになる。

(三) 商工関係

被害中小企業者に対する資金の融通に関する法律

1 農林漁業者に対する天災融資法に準じて、中小企業者に中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫を通じ、経営資金を融資し、その利子及び損失を国で補給、補償する。

2 特別利率の引下げ、適用拡大をはかる。

3 償還期限のきたものの期限延長と貸付期限の延長をはかる。

(2) 災害に伴う中小企業信用保険公庫法の特例に関する法律

中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金の融通を円滑にするため、法の特例を定め、保険料については一率五〇%引下げ、填補率については一率二〇%引上げ、災害地保証協会に対する国の特別貸付を行うものとする。

(3) 電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正（検討）

台風、豪雨時におけるダムの管理、運営について地方公共団体等と協議できるよう法の改正を行う。

(四) 建設関係

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正

1 原形復旧主義を改良復旧主義に改める。

2 政府直轄公共事業は、全額国庫負担とする。

3 地方公共団体の管理して行う事業の国庫負担率を引上げる。

4 小災害復旧工事は、普通小河川の、水系を一単位として、一括して補助事業に入り入れるものとする。

(2) 災害地域における公営住宅法の特別措置法

1 国は第二種公営住宅の建設費の四分の三（一般三分の二）を市町村に補助する。

2 減失戸数の三割以内、及び被害地域で減失戸数五百戸以上等の制限を徹底する。

(3) 災害地域における住宅金融公庫の貸付金の償還延期に関する法律

1 都市計画法の特例に関する法律

罹災部落の移転及び新部落建設計画の実施及びそれに対する国庫補助

(1) 公立教育施設の災害の復旧に関する特別措置法

国は公立学校等施設の災害復旧事業費の三分の二を負担する。

国は私立学校施設の災害復旧事業費においては、学校法人に対し、その事業費の二分の一を補助する。

(2) 被害学校給食用の施設及び小麦粉等の損失補償に関する特別措置

(四) 大蔵関係

(1) 国の物品の払い下げ譲渡に関する法律の一部改正

1 罹災者の家屋の復旧及び補修用として、国有木材の特別払い下げを行う。

2 価格は市価の半額とする。

(2) 災害により被害を受けた職員等に対する国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合等の給付の特例等に関する法律

1 国家公務員、公共企業体職員、市町村職員、私立学校職員、農林漁業団体職員等の共済組合給付の災害見舞金を増額する。

2 地方公共団体は右に準じ特別給付金を支給する。この場合国はその二分の一を負担する。

(七) 地方行政関係

措置法案要綱 (一九六一・五・二九)

二、非鉄金属価格安定臨時

- (1) 被害地方公共団体の起債及び小規模災害の復旧特例に関する法律
- 1 小規模の農地 農林水産業施設（十万円以下三万円まで）及び公共土木施設（府県十五万円以下五万円まで、市町村十万円以下三万円まで）の復旧については国において補助災害に準じ、その起債の元利補給をする。
 - 2 公立文教施設の災害復旧について、現行法では土地、建物、工作物、設備の被害がそれぞれ十万円（県は十五万円）以上でなければ補助対象とはならない現況にかんがみ、それを一学校当たり土地建物、工作物、設備の被害額の合算五万円（県は十万円）以上の場合、これを起債の対象とし、その元利を補給する。
 - 3 地方税、使用料、手数料その他の徴収金の減免に対する不足補てんの場合及び災害対策にかかる地元負担の財源とする場合の起債の特例をみとめる。
 - 4 地方交付税法の特例に関する法律
 - 5 本年度の特別交付税を増額する。
- (2) 行政措置
- (1) 運輸関係
- 1 災害救助法
 - イ 災害救助法の給付の単価を引上げること。
 - ロ 応急仮設住宅の建設戸数を被害地の実情に応じ増加すること。
 - ハ 発動期間の延長を十分みとめること。
- (2) 社会労働関係
- (1) 災害予報の万全を期するため気象業務施設を整備拡充すること。
- (2) 大蔵関係
- 1 災害救助法
 - イ 災害救助法の給付の単価を引上げること。
 - ロ 応急仮設住宅の建設戸数を被害地の実情に応じ増加すること。
 - ハ 発動期間の延長を十分みとめること。
- (3) 農林関係
- 1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法に規定される高率補助、高々率補助を大幅に適用すること。補助対象農地の反当事業量の限界点を引上げること。
 - 2 農林漁業金融公庫が貸付ける自作農創設資金枠および災害融資枠を拡大するとともに、貸出手続きを簡素化すること。
 - 3 農薬、肥料、種苗、防除機具、果樹棚及び支柱購入費、ならびに畜舎消毒、家畜伝染病予防注射費等の資材について補助すること。
 - 4 農業共済金の概算払いの早期実施

(1) 被害地方公共団体の起債及び小規模災害の復旧特例に関する法律

(3) 農林関係

(1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法に規定される高率補助、

高々率補助を大幅に適用すること。補助

対象農地の反当事業量の限界点を引上げ

ること。

を防止するため非鉄金属の買取機関を設けるなどの措置を講じ、もつて国内における金属鉱業の安定に資することを目的とする。

二、定義

この法律において「非鉄金属」とは、銅、鉛および亜鉛の地金をいう。

第二 安定価格及び需給計画

一、安定価格

1 通産大臣は、非鉄金属審議会の意見をきいて、次の安定価格を定める。

(1) 国内産の鉱石から製鍊する非鉄金属の国内における安定下位価格

(2) 国内産の鉱石から製鍊する非鉄金属の国内における安定上位価格

2 安定下位価格は、国内の金属鉱業を保護するため日本非鉄金属販売公団が買い取る

国内産の非鉄金属の生産条件その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

3 安定上位価格は、非鉄金属を原材料として使用する関連事業者を保護するため日本

非鉄金属販売公団が買い取る国内産の非鉄金属の最高価格であつて非鉄金属の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

4 通産大臣は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 通産大臣は、安定価格を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、非鉄金属審議会の意見をきいて、その定めた安定価格を変更することができる。

二、需給計画

1 通産大臣は、毎年度、非鉄金属審議会の意見をきいて、国内において使用される非

鉄金属（スクラップを含む）の需給計画を定めなければならない。

2 需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該年度において国内産の鉱石から製鍊する非鉄金属の数量およびその製鍊業者の販売価格

(2) 当該年度において輸入鉱石から製鍊する非鉄金属の数量およびその製鍊業者の販売価格

販売価格
(3) 当該年度において輸入する非鉄金属の数量

(4) 日本非鉄金属販売公団が販売する非鉄金属の数量および販売価格

3 通産大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、非鉄金属審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

三、日本非鉄金属販売公団の一 手買い取り等

1 国内における製鍊業者が製鍊した非鉄金属は、日本非鉄金属販売公団が買取るものとする。

2 日本非鉄金属販売公団は、製鍊業者から買取るべき非鉄金属の数量については、毎年度、製鍊業者との契約で定めるものとする。

3 製鍊業者は、その製鍊した非鉄金属を日本非鉄金属販売公団以外の者に売り渡してはならない。ただし、輸出する場合は、この限りではない。

4 日本非鉄金属販売公団以外の者は、非鉄金属を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りではない。

5 日本非鉄金属販売公団は、非鉄金属の輸入業者からその者が製鍊した非鉄金属を買取ってはならない。

四、輸入業務の代行

1 通産省に、非鉄金属審議会を置く。

2 審議会は、通産大臣の諮問に応じ、非鉄金属の需給および価格の安定に関する重要事項を調査審議する。

第三 非鉄金属審議会

一、非鉄金属審議会

1 通産大臣は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、通産大臣が任命する。

(1) 非鉄金属につき鉱工業を営む者を代表する者
(2) 非鉄金属の販売価格

四人以内

(2) 労働者を代表する者 二人以内

(3) 非鉄金属を原材料として事業を営む者

を代表する者 二人以内

(4) 学識経験のある者 二人以内

第四 日本非鉄金属販売公団

一、公団の目的

日本非鉄金属販売公団は、非鉄金属の価格の著しい変動の防止に寄与するため、非鉄金属（スクラップを含む）の一手買取（輸入を含む）および売り渡し手輸入および売り渡しの事業を営むことを目的とする。

二、資本金

公団の資本金は、二十五億円とし、政府が

その全額を出資するものとする。

三、業務の範囲

公団は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。

(1) 非鉄金属（スクラップを含む）の一手買取（輸入を含む）および売り渡し

(2) 前号の業務に付帯する業務

四、政府からの貸し付け等

政府は、公団に対し長期または短期の資金の貸し付けをすることができる。

第五 附則

この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

三、原子炉の設置及び安全確保に

対する党の方針（一九六一・六・一四）

最近、五岳育英会、近畿大学、立教大学、日立製作所、東芝株式会社に対しそれぞれ研究、

教育用実験炉の設置が許可され、関西大学連合会、それもいよいよ大阪府下熊取町に設置されようとしている。ひきつづき材料試験炉（あるいは工学試験炉）第二〇号動力炉の設置も計画にのぼっている。

わが党としては、国の原子力政策はつねに原子力基本法にのっとり、その設置が平和的目的に限ること、そしてエネルギーの公共性にかんがみ、国の次代のエネルギー源としての総合的な観点から、つねに民主的にかつ公平を原則として強力に推進すべきとの見地を堅持するものである。また広島、長崎の原爆を経験した国民感情からしてとくにその安全性については念には念をいれるとの態度をもつて臨むものである。

これをべんたつして安全の確保につとめなければならない。

（一）原子炉の設計に関する安全規準について
は、たとえば中性子の持続的照射による物質の変化など重要な部分についてまだ未知の分野が存するので、国際的にもその安全規準を設定することは困難であるが、安全を確保する立地規準についてはすでに英米などにおいても具体的に進められ、法制化への動きもある。とくに人口密度の高いわが国としては原子力災害の損害賠償法が発効する明年二月までに、原子力委員会の主導のもとにこの適地規準が設定されるべきである。

（二）とくに試験炉や動力炉の設置あるいは原子炉の集中する東海村の周辺においては、この立地規準を適用するとともに、周辺地区における住民の健康管理を実施し、また放射能汚染の早期発見のために自動的な線量計などを設けて常時放射能の放出を監視すべきであります。これまで損害賠償法発行以前に政府をして実施せしめなければならない。

（三）万一の事故における損害賠償については、その補償の最高限度は現行法においては五十

億円であるが、国際原子力機関においては三百五十億円の主張もなされている。したがって、このような国際条約が採択された場合には、政府としてもすみやかに国会の批准を求むべきである。また従業員の放射能災害に対する対策は、その病状の特異性にかんがみ、特例の災害補償措置の立法化を急ぐべきである。

二、とくに原子力発電については、今日大企業を中心とする原子力産業グループが形成され、その圧力によって動力炉の導入が競合されている。しかしながら、大型発電炉の経済性、安全性については国際的にまだ実証がないのであるから、政府ならびに原子力委員会

は、このような大企業の恣意的な動向を規制し、公共的な研究、開発に対する援助を強化することが経済性と安全性を確保する道であるものと考える。したがって、大企業原子力産業グループの大型実用動力炉の導入については、東海村のコールド・ホール改良型炉の設置に反対したごとく、安全性、経済性的実証されない現在においては、あくまでその導入に反対するものである。

(参考資料)

以下は一九五七年一月の第一三回社会党大会において採択された「原子力平和利用に関する方針」である。

原子力平和利用に関する方針（一九五七・一・一七）

わが国の原子力平和利用は、小型実験炉の据え付けも終了、いよいよこれから本格的な実験期に入ろうとしている。そして六月には、日本ではじめて「原子の火」が点ぜられるわけであるがんじんの原子力界をとりまく情勢は、逆に混迷をきわめ、とくに原子力行政の混迷は相当ひどいものがある。

いうまでもなくわが国の原子力政策は、原子力基本法に定めるところによつて、国の責任において推進されることになつておるのであるが、その原子力行政が政界、学界、財界等のそれぞれの思惑や、利害関係に左右されて、いまや具体的な開発計画すら策定できない憂うべき現状にある。たとえば、一部で旗上げした原子力懇談会構想などは、混迷の最たるものである。現在、原子力政策推進の中心には、原子力基本法にもとづいて設けられた原子力委員会があり、さらにその諮問機関的存在としての参与会があつて、わが国の原子力の平和利用計画が進められている。したがつて原子力懇談会は、明らかに原子力委員会軽視であり、その権威のを落とすばかりか、原子力行政をより複雑化するだけである。

また動力炉の輸入にしても、財界筋では、国内の受け入れ体制もできていないにもかかわらず大型実用発電炉の早期輸入を叫んでいる。こ

のほか一般協定（動力協定）をめぐる場当たり的な原子力外交等々、どの一つをとりあげても、原子力開発の今後に暗影を投げかけぬものはない。

党は、こうした現状を一日も早く打開するため政策審議会の科学技術調査特別委員会を中心となつて「原子力平和利用に関する方針」を策定、原子力の国際的解放ならびに平和利用に徹する政策を積極的に推進するとともに、第二次産業革命に対処して、平和国家の建設にまい進するとの態度を打ち出したのである。

この方針は有沢原子力委員の意見も求め、國際局とも連合で検討、四月十八日の政策審議会部長主査会議で決定をみている。

原子力平和利用に関する方針

日本社会党はつぎのような方針に従い、原子力の国際的解放ならびに平和利用に徹する政策を積極的に推進するとともに、第二次産業革命に対処し、平和国家の建設にまい進するものである。

基本方針

一、わが国の原子力開発は、原子力基本法に示す平和利用目的に、自主、民主、公開の諸原則を堅持して推進する。したがつて原子力の軍事的利用はもちろん、原・水爆の製造、実

験、貯蔵ならびにその利用は全面的に禁止する。

一、平和を目的とする国際的な原子力の研究と開発の推進は、両陣営を超越して進める。したがって、わが党の原子力政策は、党の平和政策を軸とし、国際原子力機構の発足を積極的に促進するとともに、公正なる機能を強化するため最大の努力をはらう。

一、わが国の経済力の拡大と、原子力産業の自主性を確保するため、原子力技術の徹底的な国産化を推進する。

一、原子力平和的開発とその利用は、少数資本の独占にゆだねべきではない。したがって、これが実施にあたっては、徹底的に社会化する。

原子力政策推進体制の強化方針

一、現行の原子力委員会は、必ずしも今日の多たんの原子力政策を樹立し、これを推進するに適當であるとは考えられない。したがつて、原子力政策推進の重要な現段階に対処して原子力委員会を徹底的に強化拡充する必要がある。これがため原子力委員会設置法を改正し、つぎのような抜本的強化策を立てよ。

イ、原子力委員の非常勤制度を廃止して、常勤制度とする。

ロ、原子力委員会に企画、立案、調査のための事務局を設ける。

ハ、原子力委員会に下部機構として専門ごとの委員会を設け、これを組織化する。

一、原子力ならびに科学技術政策を積極的に推進するため、衆議院科学技術特別委員会を科学技術常任委員会とし、参議院に科学技術常任委員会を設置する。

一、原子力政策の推進をはかるため、両院党政策審議会の科学技術特別委員会は、必要に応じて会議を開く。このため従来の原子力合同委員会は解消する。

原子力外交方針

一、国際原子力機関については、理事国たるの責務を自覚して、当初の目的に合致し得るようその機能を強化する。この国際原子力機関

が活動を開始するまでの相当期間は、原子力平和利用を推進している諸国との間に自主的に多角的な協定を結び、わが国の立ち遅れを克服するとともに、国際的な発言を強化するよう努力する。

一、核燃料資源の確保のため産出国との間に互用国際会議を提唱し、原子力開発におけるアジアの後進性を克服するため、自主的な原子力平和利用機関の設立をはかる。

一、当面アメリカに対する研究協定とくに細目協定の改訂を推進し、自主的研究の強化についての協定の改訂を推進し、自主的研究の強化についての振興をはかる。

当面の国内開発方針

一、当面の原子炉に関する努力目標を国産炉の建設におく。このため動力炉の輸入については実験用動力炉に限り、これと材料試験炉の輸入をはかつて、わが国の自主的な研究開発を推進する。アイソトープについても国内生産を急ぎ、その総合的な応用と、必要な技術の振興をはかる。

一、自主的な原子力開発の前提となる原子力廃棄物の化学処理に関する研究、すなわちブルトニユーム、ウラン233などの分離抽出によって、これが燃料として再生産を行なうための体制を整備強化する。

一、原子炉に対しては国家の規制を加える方針をとり、平和利用の社会化の観点から、建設資金は国費をもってあてることを原則とする。

一、原子力発電の経営は公社形態とする。民間における関連産業については計画的な振興をはかり、これらの研究成果を含めて国家の規制による総合的開発方針をとる。

一、燃料の開発については原子燃料公社を強化し、国内におけるウラン資源のみならず、トリウム資源などの開発を助成し、かつ製鍊などについても積極的に努力する。

一、国内における核融合反応の研究を推進し、そのため積極的な助成をはかるとともに、

原子力産業に不可欠な電子工学の振興につとめる。

放射線の障害を防御するためには、炉の管理はもとより大気、水、飲食物等の汚染に対し、

研究の向上とともに、科学者、技術者の養成をはかるため、あらゆる機会をとらえて海外留学を奨励し、国内においても大学などにおける学科の整備、専門科の新設などを積極的に措置する。

一、放射線の障害を防御するための炉の管理はもとより大気、水、飲食物等の汚染に対し、全国的な測定体制を整備し、全国民の健康保持に万全の措置を講ずる。

二、原子力のすみやかなる開発を推進するため、長期計画を策定する。

調
杳

沖繩及び小笠原諸島の施政権

返還に関する決議案（一九六一・五）

沖繩及び小笠原諸島の施政権返還に関する決議案調

第十三回国会 昭二七・七・二九提出

二七・七・三一可決

領土に関する決議案

提出者 床次徳二君外二十名

(自) 国民民主(右) 共同提案
(社) 会(左) 党
(社) 会(右) 党
(第二十三控室(左))

平和条約の発効に伴い、今後領土問題の公正なる解決を図るため、政府は、国民の熱望に応えてその実現に努めるとともに、特に左の要望の実現に最善の努力を払われたい。

一、歯舞、色丹島については、当然わが国の主権に属するものなるにつき、速やかにその引渡を受けること。

二、沖繩、奄美大島については、現地住民の意向を充分に尊重するとともに、差し当たり教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。なお、右に関して奄美大島等については、從来鹿児島県の一部であった諸事情を考慮し特別に善処すること。

三、小笠原諸島については、先ず旧住民の復帰を実現した上、教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。

右決議する。

第十六回国会 昭二八・七・六提出

二八・七・七可決

領土に関する決議案

提出者 益谷秀次君外三十九名

(自) 改進(左) 共同提案
(社) 会(右) 党
(社) 会(左) 党
(社) 会(右) 党
(分)

平和条約の発効以来、歯舞及び色丹島等の復帰を図ることは、わが国民あげての宿望であり、また、沖繩、奄美大島、小笠原諸島等が内地の施政から切り離されている不便を除去することも國民久しく切望し來つたのである。本院においても、院議をもつてしまはこれを見たが、いまなお、その実現を見るに至らない

ことは、國民のひとしく遺憾に堪えないところである。

よつて、政府は、速やかにこれら諸島が完全にわが國に帰属するよう最善の措置を講ずべきである。

右決議する。

第十七回国会 昭二八・一一・七提出

二八・一一・七可決

沖縄及び小笠原諸島に関する決議案

提出者 佐藤栄作君外六十七名

(自) 改進(左) 共同提案
(社) 会(右) 党
(社) 会(左) 党
(社) 会(右) 党
(分)

奄美大島、沖縄、小笠原各諸島のわが國返還については、国会が屢次決議を重ねてきたところであり、今回、奄美大島の復帰が実現するについては米国的好意に深く感謝するところであるが、同じく旧日本領土内にあり、講和条約においても同一条件下にある沖縄、小笠原諸島が依然としてわが國主権外におかれていることは、極めて遺憾である。

本院は、政府が國民の総意を体して両諸島のわが國復帰促進につき至急善処せんことを要望する。

右決議する。

第二十四回国会 昭三一・五・三〇提出

三一・六・二可決

沖縄及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案

提出者 岸 信介君外十六名

(自) 民(左) 共同提案
(社) 会(右) 党
(社) 会(左) 党
(社) 会(右) 党
(分)

政府は、速やかに沖縄及び小笠原諸島の施政権が一日も早くわが國に復帰するよう最善の努力を払い、沖縄及び小笠原諸島の住民の期待にそつとともに國民の総意にこたえるべきである。

右決議する。

理由
戦争終結後十年平和条約発効後四年二箇月に及び、その間本院はすでに三回にわたり本問題

に關する決議を行い國民の総意をひれきして政府の善処方を要望したが、いまだなおその実現を見ないことは國民のひとしく遺憾にたえないところである。

ことに沖繩の実情はわれわれ日本民族として看過するに忍びない幾多の問題がある。よつて政府は、速やかに沖繩及び小笠原諸島に対するわが国の施政権が一日も早く回復されるよう至急最善の努力をなし、沖繩及び小笠原諸島の住民はもとよりわが國民の総意にこたえるべきである。これが、本決議案を提出する理由である。

政
審
資
料
第
四
一
号

(毎月十五日發行)

定
価
一
〇
〇
円